

生駒市規則第 27 号

生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 10 月 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成 27 年 12 月生駒市規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 26 の項中「の支給」を「若しくは子育てのための施設等利用給付の支給」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。